

合併処理浄化槽を設置される方へ

令和8年度用

海や川を汚しているのは生活排水です

海や川の汚れは、私たちが毎日の生活で出す風呂やトイレなどの生活排水が原因といわれています。

きれいな水を取り戻すためには、私たちみんなが協力して生活排水の汚れを減らしていく必要があります。

合併処理浄化槽は生活排水も浄化します

浄化槽は、し尿（水洗トイレの汚水）だけを単独で処理する「単独処理浄化槽」と、し尿だけでなく生活雑排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」に分けられます。

合併処理浄化槽を使っている家庭は、単独処理浄化槽を使っている家庭に比べると、外に出す汚れの量が約1/8になります。

維持管理が重要です

設置された合併処理浄化槽の機能を十分に発揮させるには、法律で決められた保守点検・清掃・定期検査（浄化槽法第7条検査・第11条検査）を適正に行うことが重要です。

袖ヶ浦市 環境経済部 廃棄物対策課

（袖ヶ浦クリーンセンター内）

〒299-0265 袖ヶ浦市長浦580番地5

TEL 0438(63)1881

FAX 0438(62)2820

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るため、予算の範囲内で合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

1. 補助対象区域

次の区域を除く市内全域

- ①公共下水道認可区域及び公共下水道計画区域
- ②工業専用地域
- ③農業集落排水事業の採択を受けた地区
- ④その他市長が特に定める地域

ただし、当分の間整備が見込まれない地域は除く

2. 交付条件

- ①建築基準法に基づく確認又は浄化槽法に基づく設置の届出を済ませていること。
- ②住宅等を借りている場合は、貸主の承諾を得ていること。
- ③袖ヶ浦市税を滞納していないこと。
- ④令和9年3月20日までに設置工事を終え、実績報告すること。
- ⑤申請期間は令和8年4月1日から令和8年12月4日まで
ただし、新築・増改築等、建築確認申請を伴う場合で、12月18日までに設置工事の中間検査（浄化槽の据付け）ができるもののみ受付が可能となります。
（土・日・祝日を除く。ただし、先着順とし予算に達した時点で受付終了。）

3. 補助対象建物

専用住宅、共同住宅、下宿、寄宿舍及び店舗等併用住宅

4. 補助の対象となる合併処理浄化槽の種類

（通常型合併処理浄化槽は補助対象外です。）

- ①窒素除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽
放流水の総窒素濃度が10mg/Lを超え20mg/L以下の機能を有するもの【N20型】
 - ②高度窒素除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽
放流水の総窒素濃度が10mg/L以下の機能を有するもの【N10型】
 - ③磷除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽
放流水の総磷濃度が1mg/L以下の機能を有するもの【P型】
 - ④窒素及び磷除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽
放流水の総窒素濃度が20mg/L以下かつ総磷濃度が1mg/L以下の機能を有するもの【N&P型】
 - ⑤BOD除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽
BOD除去率97%以上、放流水のBOD5mg/L（日間平均値）以下の機能を有するもの【BOD除去型】
- ※水質汚濁の指標「BOD」：水中の有機物が微生物の働きで分解される時に消費される酸素の量で、きれいな水ではBODが小さくなります。

5. 補助金額

①新築等で新規に設置するとき

人槽区分	合併処理浄化槽の種類		
	N20型	N10型	P型
5人槽	補助対象外	300,000円	300,000円
6～7人槽		330,000円	330,000円
8～50人槽		390,000円	390,000円

人槽区分	合併処理浄化槽の種類	
	N&P型	BOD除去型
5人槽	528,000円	489,000円
6～7人槽	693,000円	654,000円
8～50人槽	963,000円	903,000円

②既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便所から合併処理浄化槽へ

付け替えるとき（新築・増改築等、建築確認申請を伴い設置する場合は①～）

人槽区分	合併処理浄化槽の種類		
	N20型	N10型	P型
5人槽	384,000円	474,000円	384,000円
6～7人槽	462,000円	615,000円	462,000円
8～50人槽	585,000円	723,000円	585,000円

人槽区分	合併処理浄化槽の種類	
	N&P型	BOD除去型
5人槽	528,000円	489,000円
6～7人槽	693,000円	654,000円
8～50人槽	963,000円	903,000円

6. 転換補助

既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便所から合併処理浄化槽へ付け替えるとき（新築・増改築等、建築確認申請を伴い設置する場合は除く）は、上記の額に下表の額を限度として加算します。

種類	限度額
単独処理浄化槽	180,000円
くみ取り便所	100,000円

7. 補助金が交付されるまで

